

組合員加入のご案内

当 JA では、組合の運動や事業にご理解を頂き、安定的にご利用いただける組合員の皆様の維持・拡大により、組織基盤を強化することを目的として、「組合員加入促進運動」を実施しております。

現在、JA の各事業をご利用いただいている方や、組合員のご家族、農業法人等で現在組合員に成られていない方も、是非、この機会に JA 美馬への組合員加入をお願い申し上げます。

JA は農業を営んでいる人たちと地域の人たちが出資して組合員となり、運営・利用する組織です。人々が連帯して助け合う「相互扶助」の精神のもと、自分たちの農業や生活を守り、より良い地域社会を築くことを目的としています。

JA に出資いただいた方を組合員として登録し事業を展開します。また、組合員は要件により正組合員と准組合員に分けられます。

組合員資格について

- ・JA の組合員には「正組合員」と「准組合員」の 2 つがあります

正組合員になれる方

10a (1,000 m²) 以上の農地を耕作している方、または、年間 90 日以上農業に従事している方で、住所または農地または施設が地区内にある方。

准組合員になれる方

JA 美馬管内にお住まいで、今後事業を継続してご利用いただける方。
また、地区外にお住まいであっても一定の要件を満たすことで、ご加入いただけます。

- ・農業者でない方でも、出資によって准組合員資格を得て様々な事業や施設を利用することができます。

ご加入と出資金について

- ・5,000 円（出資一口金額）より（1,000 口）500 万円まで、お引き受けしています。
- ・組合員加入申請申込書類等に記入して頂きます。

加入にあたって必要なもの

通帳（JA 美馬 開設口座）、印鑑、本人確認ができる公的確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

（※JA 美馬で口座をお持ちでない方は、口座開設をお願い致します。）

出資配当金について

- ・事業活動の結果、十分な余剰金が出た場合には、出資金額に応じて配当金が受けられます。令和 3 年度の出資額に対する配当率は 1%、年度途中の加入・増口は日割り計算します。（※脱退年度の配当金支払いはありません。配当金は、正組合員の代表者による総代会で毎年決定されます。組合の経営状況により年度によって異なり、今後のお支払いをお約束するものではありません。）

配当金の払い戻しについて

- ・将来、脱退される場合は、ご本人の都合による脱退および減口は 1 月末まで、相続・組合員資格喪失による脱退は 3 月末までに申し出された場合、JA の純資産を確定するため、事業年度後の 6 月に開催する通常総代会終了後の払い戻しとなります。（※申し出期限を過ぎた場合は、翌事業年度後の通常総代会終了後となります。）
- ・事業年度の途中での払い戻しはできません。